



消費生活相談コーナー

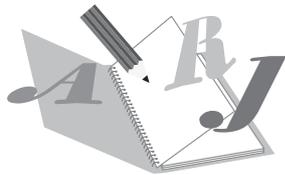
困ったときは
米原市消費生活相談窓口へ
(米原庁舎1階)
相談専用 ☎52-8088
受付 平日 9時30分～16時

語学教室のトラブルについて

Q 3日前に語学教室の受講申し込みをして入会金と受講料を払いました。実際に受講したら、期待していたことと違っていたので、やめることができますか。



語学教室などは「特定継続的役務提供」の対象業種です。



「特定継続的役務提供」とは、長期・継続的な役務（いわゆるサービスを意味します）の提供と、これに対する高額の対価を契約する取引のことで、現在の6つのサービスが規制対象になっています。



サービスの内容	契約期間	契約金額
① 語学教室	2月を超えるもの	5万円を超えるもの *入学金、受講料、教材費の購入などの総額
② 家庭教師		
③ 学習塾		
④ パソコン教室		
⑤ 結婚相手紹介サービス	1月を超えるもの	
⑥ エステティックサロン		

クーリングオフまたは中途解約したいときは…

クーリングオフ

契約書を受け取った日から8日間はクーリングオフによる解約が可能です。既に払っているサービス料金などがあれば返還を求め、受け取っている関連商品があれば返しましょう。そのとき商品の引き取りに係る費用は業者の負担となり、既に受けたサービスの対価は請求されません。

ただし、化粧品など使ってしまうと商品価値がなくなる消耗品はクーリングオフできない場合もあるので注意しましょう。

中途解約

クーリングオフ期間が過ぎてしまった場合でも中途解約が可能です。ただし、解約金を払わなければなりません。ただし、事業者が消費者に請求できる損害賠償額の上限がサービス提供前と提供後で、それぞれ決められています。

例えば語学教室の場合、役務提供前は1万5千円で、提供後は受けた役務分に5万円または契約残額の20%に相当する額のいずれか低い額を加えた額となります。

アドバイス

語学教室のようなサービス契約は、実際に受けてみないと自分に合うかどうかわかりません。とりあえず長期契約は避け、体験講座を利用したり、月謝制を選んだりするのもトラブルを避ける方法のひとつです。



人口40,703人(-33) 男19,949人(-14) 女20,754人(-19) 世帯数13,744世帯(-9)

人のうごき

65歳以上の人口 10,325人 高齢化率 25.37% ※カッコ内は前月との比較【平成24年10月1日現在】